



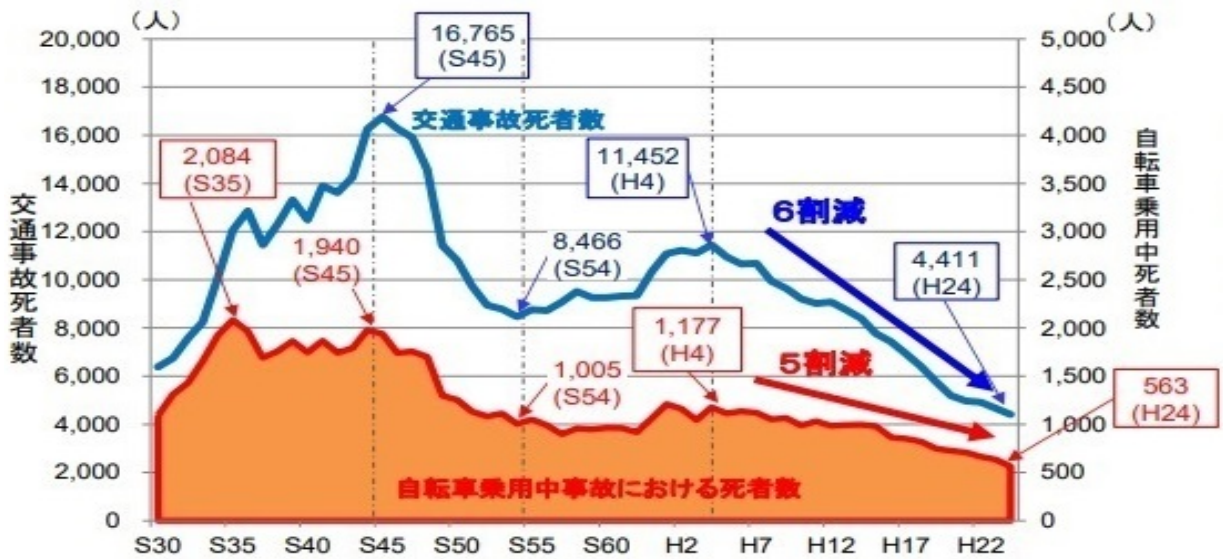
自転車保険加入義務化の背景の理由は？



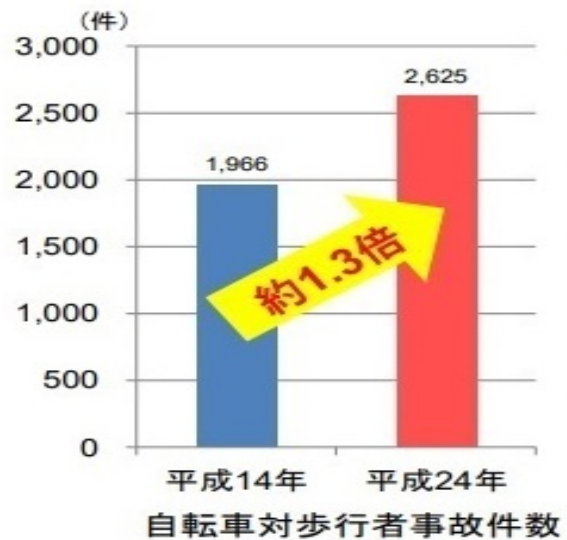
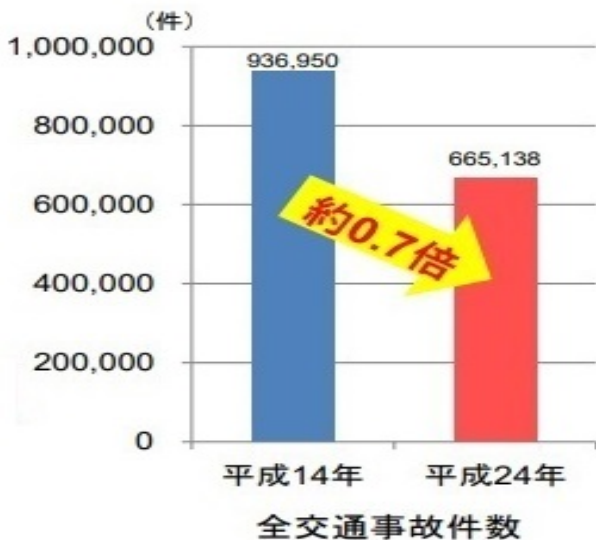
少し古い資料になりますが、国土交通省の「第1回 安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会 配付資料」によると

- ・過去20年間で交通事故死者数は6割減少に対し自転車乗用中の死者数は5割減と減少幅が小さいです。

■ 交通事故死者数に占める自転車乗用中死者数の推移



- ・過去10年間で交通事故件数は3割減少に対し自転車対歩行者事故件数は3割増加しています。





自転車による賠償事故の高額化が発生していると聞きますが、どのくらいの賠償金額事故があるのですか？



下記の自転車事故の高額賠償の判例を見てください。1億円近い賠償額となっているケースがあります。また、高額賠償表中の上記二段の事故の加害者が、小学生や高校生です。この場合に親が賠償しなくてはならない場合もあります。そんなことが起こったら家計は破綻してしまいます。

### ● 自転車事故での高額賠償事例

賠償額	事故の概要
9,521万円	小学生が夜間、自転車で帰宅途中、歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等で意識不明の重体となった。 (神戸地方裁判所、平成25年7月判決)
9,266万円	高校生が、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた会社員と衝突。会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。 (東京地方裁判所、平成20年6月判決)
6,799万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性と衝突。女性は脳挫傷等で死亡した。 (東京地方裁判所、平成15年9月判決)
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性と衝突。女性は頭蓋内損傷等で死亡した。 (東京地方裁判所、平成19年4月判決)

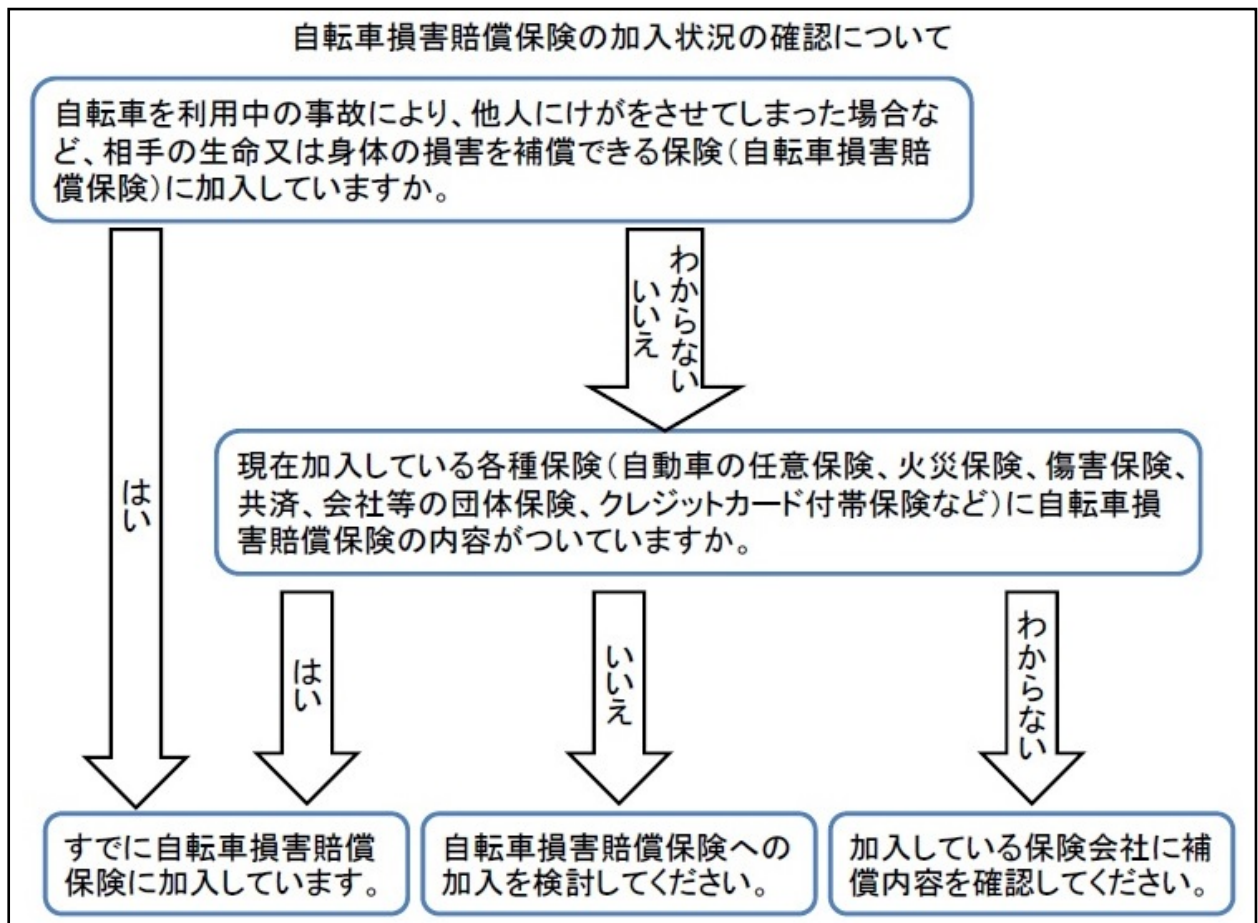


自転車事故による損害賠償保険に加入しているかをチェックする方法がありますか？



自転車の利用によって他人の生命または身体を害した場合における損害賠償するための保険または共済があります。

自転車の事故で発生した相手方に対する賠償のみを補償するものの他に、日常生活での様々なトラブルで発生した損害賠償に備える個人賠償責任保険、自動車保険や火災保険についている個人賠償責任保険、学校で加入するPTA保険や傷害保険に付帯するものなどで、自転車の事故で発生した相手方に対する補償ができるものがあります。自転車販売店では自転車の点検整備を受けた際に貼付されるTSマークにも1年間の個人賠償保険が付帯しています。下記でチェックしてみましょう。







自転車事故による損害賠償保険の補償額はいくらにすればよいですか？



自転車乗用中の事故によって相手方に損害を与えた結果高額賠償事例では1億円近く(約9,500万円)の賠償命令が出た事例があります。

すでに加入されている自動車保険や火災保険の特約の個人賠償保険や個人賠償責任保険などで、自転車の事故で発生した相手方に対する補償ができる保険金額になっているかを確認して改めて自転車損害保険等に加入する必要があるか検討しましょう。



自転車事故で自分のケガを補償する保険は必要ですか？



今回の自転車保険の加入義務化は自転車の利用によって他人の生命または身体を害した場合における損害を補填するための保険または共済等ですので、自分自身のケガの補償は対象としていません。

しかし、自転車の事故では転倒などにより運転者自身もケガを負う可能性が高く、治療費などの負担が発生する場合がありますので、自分自身のケガに対する補償も検討しましょう。

